

募集 市営住宅入居者募集

①常葉馬場団地（常葉）

- 部屋番号 1号室・9号室
- 建築年 昭和50年
- 構造 簡易2階
- 間取り 3K
- 家賃 10,200円～
- 駐車場 有

②船引馬場団地3号棟（船引）

- 部屋番号 19号室
- 建築年 昭和50年
- 構造 中層耐火4階
- 間取り 3K
- 家賃 11,400円～
- 駐車場 無

③東部団地2号棟（船引）

- 部屋番号 5号室
- 建築年 平成2年
- 構造 中層耐火3階
- 間取り 3DK
- 家賃 17,500円～
- 駐車場 有

- その他 家賃は基本額です。所得に応じて金額が変わります。

- 申込方法 10月14日（金）までに、備え付けの申込書に必要な書類を添えてお申し込みください。※申込者多数の場合は抽選となります。

●申し込み・問い合わせ

建設部 都市計画課 ☎82-1114
常葉行政局 産業建設課 ☎77-2356

募集 市臨時職員募集

- 職種 保育士
- 採用予定人員 若干名
- 応募資格 保育士の資格を有するかた
- 勤務場所 船引保育所
- 提出書類

①市指定の履歴書に6カ月以内に撮影した上半身の写真を貼り付けたもの

②保育士証の写し

- 受付期間 10月3日（月）～10月11日（火）
- その他 勤務時間・賃金日額など詳しくはお問い合わせください。

●申し込み・問い合わせ

保健福祉部 社会福祉課
☎81-2273

頒布 県民手帳・県勢要覧の購入申し込み

県統計協会から「2012 福島県民手帳」と「平成23年版福島県勢要覧」が発行されます。

●頒布価格

①福島県民手帳 1部500円
※色は、濃緑色と黄緑色からお選びください。

②福島県勢要覧 1部1,500円

●申込方法

総務部企画課、各行政局地域振興課または各出張所でお申し込みください。※申し込みは随時受け付けています。

●支払方法 頒布時に現金引き換え

●問い合わせ

総務部 企画課 ☎81-2135

募集 船引コミュニティプラザで健康増進を

①太極拳初級

- 時間 午後3時～
- 定員 20人 ● 持参物 上履き
- ②すっきりボディエクササイズ
- 時間 午後6時30分～
- 定員 20人 ● 持参物 上履き

③健康ヨガ

- 時間 午後7時30分～
- 定員 30人 ● 持参物 なし

各コースの参加申込など

- 開催日 11月7日・21日・28日
12月5日・19日・26日

※いずれも月曜日

- 場所 船引コミュニティプラザ 多目的ホール（船引駅2階）

- 受講料 3,000円（各コース2カ月6回分）

※初回参加時に納入

● 申込方法 10月15日（土）から電話でお申し込みください（先着順）。キャンセルは10月30日（日）までにご連絡ください。

それ以降は受講料を納めていただきます。

● その他 駐車場は駅前駐車場（ゲート式）をご利用のうえ、駐車券を持参してください。

●問い合わせ

船引コミュニティプラザ ☎81-2130

生活 田村地方交通安全大会に係る優良運転者表彰

本大会が11月22日（火）に三春町「まほら」で開催されます。

過去10年間無事故無違反のかたが表彰の対象となりますので、申告されますようお知らせします。

●対象者

原付バイク、小型特殊、大型特殊、自動車普通免許、大型免許等のいずれかを所有しているかたで、過去10年間無事故無違反のかた。

なお、過去に同表彰を受けられたかたは、該当しませんのでご注意ください。

●申込方法

「優良運転者表彰申告書」および「無事故無違反証明申請書」を生活環境課窓口に備え付けています。

印鑑を持参し10月20日（木）までにお申し込みください。

なお、無事故無違反証明書の申請手数料630円、払込手数料120円は申請者負担となります。

●問い合わせ

市民部生活環境課 ☎81-2272

災害 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度

震災により全壊、大規模半壊または半壊した住宅を市が指定業者に依頼して、一定の範囲内で応急的な修理をします。

- 対象世帯 下記のすべての要件を満たす世帯

●要件

①大規模半壊または半壊の被害を受けた（市が発行する「災証明書が必要」）なお、全壊でも、応急修理をすることで居住が可能

②応急修理をすることで避難所等への避難を要しなくなると見込まれる

③応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げを含む）を利用しない

※緊急時避難準備区域は対象外

● 資力制限 半壊の場合、前々年の世帯全体の年収により、適用が制限される場合があります。

● 修理内容 修理する部分は、居室、炊事場、トイレなどの日常生活に欠くことができない部分で、緊急を要する箇所

※内装・家電は原則として対象外。

● 限度額 一世帯あたりの限度額は、52万円です。一戸に2つ以上の世帯が居住している場合でも、この限度額以内になります。

●問い合わせ

建設部 都市計画課 ☎82-1114

災害 市道田和上線通行止めのお知らせ

市道田和上線にある宮川橋（常葉町常葉字宮川地内）の架替工事のため、11月中旬～平成25年3月まで通行止めになります。

大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

●問い合わせ

建設部 建設課 ☎81-2513
常葉行政局 産業建設課 ☎77-2356

災害 東日本大震災に係る火葬費用の取扱い

震災発生時に田村市にお住まいのかたで、震災により亡くなられたかたをご遺族が火葬した場合、国の災害救助法の適用となりますので、福島県より火葬費用を返還します。

● 対象者「震災と関係のある死亡」と認められるかたで、下記のような場合が対象です。

①津波や地震に伴う土砂崩れにより亡くなったかた

②避難所で亡くなったかた

③搬送された病院や社会福祉施設等で亡くなったかた

※事故や応急仮設住宅居住後に亡くなったかた、および他県等から火葬費用の支給を受けられる場合は対象外とします。

● 対象期間 3月11日～7月31日までにご遺族が火葬を行ったもの

● 対象経費 火葬費用、棺（付属品も含む）、骨壺、骨箱、遺体安置料（遺体保存のための資材代も含む）、遺体搬送料のうち、県が必要と認めるもの。※式典費用は対象外。支給限度額あり。

● 受付期間 11月30日まで

●問い合わせ

市民部 生活環境課 ☎81-2272

観光 あぶくま洞・入水鍾乳洞入洞優待証有効期限延長

平成19年9月30日発行のあぶくま洞・入水鍾乳洞入洞優待証の有効期限を平成24年9月30日まで延長します。これまでどおり、お手持ちの優待証を窓口にて提示してご利用ください。

また、優待証を紛失したかたは、運転免許証・保険証など市民であることを証明できるものを提示すれば、優待証の代わりにご利用できます。

●問い合わせ

産業部商工観光課 ☎82-2136

田村市の人口

平成23年9月1日現在
総人口 **39,651**人
世帯数 **11,842**世帯

この数値は、平成22年国勢調査の速報値を基に毎月の自然動態・社会動態を加減したものです。

各行政局の問い合わせ先

● 滝根行政局
963-3692
田村市滝根町神俣字関場118番地
地域振興課…☎78-2111
市民課…☎78-1202
産業建設課…☎78-1204

● 大越行政局
963-4192
田村市大越町上大越字水神宮62番地1
地域振興課…☎79-2111
市民課…☎79-2112
産業建設課…☎79-2193

● 都路行政局
963-4701
田村市都路町古道字本町33番地4
地域振興課…☎75-2111
市民課…☎75-2113
産業建設課…☎75-3550

● 常葉行政局
963-4692
田村市常葉町常葉字町裏1番地
地域振興課…☎77-2111
市民課…☎77-2112
産業建設課…☎77-2371

都路行政局 勤務態勢変更のお知らせ

9月12日から都路行政局の事務はこれまで通り都路行政局で行っています。
お問い合わせの電話番号・FAX番号は変更ありません。

広告欄 ADVERTISEMENT

たむら市政だより広告（有料）募集中

くわしくは 市長公室Tel.81-2117へ

広告欄 ADVERTISEMENT

たむら市政だより広告（有料）募集中

くわしくは 市長公室Tel.81-2117へ